（映像等の送受信による通話の方法による開示義務者の陳述）

第百八十六条の三　法第百九十九条の三に規定する方法による開示義務者の陳述は、申立人（同条第二号に掲げる場合にあつては、申立人及び開示義務者）の意見を聴いて、開示義務者を次に掲げる要件を満たす場所であつて執行裁判所が相当と認める場所に出頭させてする。

一　申立人又はその代理人の在席する場所でないこと。ただし、法第百九十九条の三第一号又は第三号に掲げる場合において、申立人又はその代理人が当該場所に在席することにつき開示義務者に異議がないときを除く。

二　開示義務者の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると執行裁判所が認める者の在席する場所でないこと。

２　法第百九十九条の三第二号に掲げる場合において、開示義務者を執行裁判所に出頭させて前項の方法による陳述をさせるときは、執行裁判所及び申立人が開示義務者の陳述を実施するために在席する場所以外の場所にその開示義務者を在席させるものとする。

３　第一項の方法により開示義務者に陳述をさせる場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の開示義務者の陳述の実施に必要な情報を同項の開示義務者の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

４　前条の規定は、第一項の方法によつて開示義務者に陳述をさせる場合について準用する。

（情報の提供の方法等）

第百九十二条　［略］

［２　略］

［削る］

［新設］

附　則

（特例執行文付与申立事件に適用する規定）

第九条　特例執行文付与申立事件については、第三条、第十条の四、第十条の五、第十二条、第十五条の三から第十五条の十一まで、第十六条第二項及び第十七条から第十九条までの規定は適用せず、次条から附則第十二条までに定めるところによる。

（特例執行文付与申立事件に関する裁判所に対する電子情報処理組織による申立て等の方式等）

第十条　法附則第六条第一項に規定する方法による特例執行文付与申立事件に関する申立て等（以下この条において「電子申立て等」という。）は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該電子申立て等をする者の使用に係る電子計算機から電子情報処理組織を使用してしようとする申立て等に関する法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）に記載すべきこととされている事項を入力する方法により行うものとする。

２　民事訴訟規則第五十二条の九第二項から第四項まで及び第五十二条の十一の規定は、電子申立て等について準用する。

（特例執行文付与申立て事件に係る電子執行文の記録事項等）

第十一条　特例執行文付与申立事件において、債務名義に係る請求権の一部について執行文を付与するときは、強制執行をすることができる範囲を電子執行文（法第二十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該債務名義に係る電磁的記録に併せて記録された電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）に記録しなければならない。

［新設］

（情報の提供の方法等）

第百九十二条　［同上］

［２　同上］

３　法第二百八条第一項の情報の提供をする者は、同項の書面に押印することを要しない。

［新設］

附　則

［新設］